

固定資産の評価替えを実施します

図 税務課 ☎65・6523



令和3年度固定資産税の見直し

今年、固定資産(土地・家屋)の評価替えの年です。評価替えとは、3年に1度、資産価格の変動に対応し、評価額をバランスのとれた適正な価格に見直す作業です。見直した評価額をもとに固定資産税(都市計画税を含む)を算定し、5月に納税通知書と課税明細書を送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。どうか、担当課までお問い合わせください。

■固定資産税とは

土地・家屋・償却資産(業務用の機械・備品など)を固定資産といえます。固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者にかかる税金で、市税収入のおよそ半分を占める大切な財源です。

■土地の評価替え

土地の評価替えでは、宅地等の評価額を見直しました。例えば宅地については、商業地や住宅地などの利用状況に応じて区分していた区域を見直し、新しく選定した標準宅地について不動産鑑定を行いました。宅地を評価する際には、「路線価」という道路ごとに付けられた価格を利用

しています。路線価とは、路線に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価格のことです。今回の評価替えでは、近年の土地の利用状況の変化を受けて、状況類似地域や、標準宅地、路線価および現況地目の見直しを行いました。

また、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置が講じられています。

■家屋の評価替え

家屋の評価替えでは、その家屋と同じものを新築するとした場合の建築費(再建築価格)を計算し、その額に経過年数に応じて古くなった分の補正率をかけて減額します。

今回の評価替えでは、令和元年7月現在の建築資材の価格をもとに算定された国の基準により、評価額の見直しを行いました。国の基準は、建築物価が上昇傾向にあったことが加味され、前回基準より木造家屋で4%、非木造家屋で7%引き上げられています。このため、再建築価格に補正率をかけて減額しても、

見直し前の評価額を上回った場合はそのまま評価額が据え置かれることがあります。

「固定資産評価額の縦覧」と「路線価図の公開」を行っています

○固定資産評価額の縦覧
すべての土地・家屋の評価額を公開しています。固定資産税の納税者は、自身の土地・家屋の評価額と、他の土地・家屋の評価額を比較することができます。

【とき】
4月1日(木)～5月31日(月)
平日8時30分～17時15分
※木曜日のみ19時まで

【ところ】
税務課(本庁舎1階)
北部振興局くらし窓口課

【持ち物】
本人確認ができるもの
(運転免許証、保険証など)

○路線価図の公開

宅地評価の基礎となる標準宅地の位置と、標準宅地の鑑定評価額をもとに、それぞれの道路の路線価を公開しています。詳しくは担当課までお問い合わせください。



▲市ホームページ
(固定資産評価額の縦覧)

■納付カレンダー 今年度の税・料の納期限をお知らせします

納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)	11月1日(月)	11月30日(火)	1月4日(火)	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)
市県民税		一括1期			2期		3期		4期		
固定資産税 都市計画税	一括1期		2期			3期		4期			
軽自動車税(種別割)	全期										
国民健康保険料		一括1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※7月・10月・12月の各末日は取扱金融機関の休業日のため、納付期限は翌営業日になります。
※65歳以上の人で、市県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のうち、年金から支払う場合は、支給時に振替となります。

介護保険料のお知らせ

図 高齢福祉介護課 ☎65・7789



介護保険事業の円滑な運営を図るため、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年に1度見直しを行っています。

令和3年度から3年間の介護保険料の基準額は、前3年間の額を据え置き、月額6,570円(年額78,840円)となります。具体的には、本人や世帯の市民税の課税状況・所得水準などに応じて決まります。高齢化による介護サービス利用者の増加から、介護サービス費の伸びが予想され、それに伴い介護保険料も上昇します。このような中、財政調整基金の投入を見込み、介護保険料の維持に努めました。納入通知書は6月中旬に発送します。「介護」を社会全体で支えるための大切な保険料です。ご理解とご協力をお願いします。



介護保険料(令和3年度～令和5年度)

段階	対象者	年額保険料	基準額に対する負担割合
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.27
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.45
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.70
第4段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額
第6段階	本人が 市民税課税	80万円未満の人	1.15
第7段階		80万円以上120万円未満の人	1.20
第8段階		120万円以上210万円未満の人	1.30
第9段階		210万円以上320万円未満の人	1.50
第10段階		320万円以上400万円未満の人	1.70
第11段階		400万円以上700万円未満の人	1.90
第12段階		700万円以上1,000万円未満の人	2.10
第13段階	1,000万円以上の人	2.20	

子育て情報は「子育て応援アプリ ながまるキッズ!」で便利にゲット!



イベントの情報や子育て関連施設情報、行政サービスの情報など、長浜市での子育てに便利な情報が満載です。ぜひご利用ください。
＜便利ポイント＞
★子育ての最新情報がプッシュ通知で届くので、見逃すことがありません
★パパママ・リフレッシュ託児などの予約が簡単にできます



4月6日(火)～15日(木)は「春の全国交通安全運動」実施期間です。ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分気を付けて運転しましょう。